●四條畷南中学校跡地運動場等の使用申請に関する注意事項●

四條畷市教育委員会スポーツ担当課

〇四條畷南中学校跡地運動場は四條畷**市民の**スポーツ振興や生涯学習の実践を趣旨として、地域の方々をはじめ市内団体等に無料でご使用いただきます。そのため、市外団体等がご使用されていることが判明した場合には、速やかに使用を中止させていただきます。

　※市内団体等とは・・・

　　　　　　　　①四條畷市スポーツ少年団本部または四條畷市体育協会などの市民団体に加盟している団体

　　　　　　　　②構成員の概ね7割以上が四條畷市民であるグループ

〇使用を希望する人や団体は、使用しようとする日の１月前から２日前までに生涯学習推進課までお越しください。８時４５分から申請を受付けます。使用希望が重複する場合は、利用者間で調整をお願いします。

　　★例：８月１日に使用希望⇒７月１日に申請受付開始

〇使用しようとする日の１月前が土・日・祝日の場合は、土・日・祝日の次の開庁日に申請を受付します。

★例：８月２３日(日)に使用希望⇒７月２３日が木曜祝日・７月２４日が金曜祝日・７月２５日が土曜・７月２６日が日曜であるため、７月２７日の月曜日に申請受付を開始いたします。

★例：７月３１日に使用希望⇒６月３１日はないため、７月１日に申請受付を開始いたします。

〇使用を希望される団体が申請に来られる際は、代表者１名でお越しください。

〇12月28日から1月4日は休場となりますので、ご注意ください。

〇８時～１８時まで、２時間単位で使用申請をしてください。２時間を超えて使用される場合には、必要な利用時間に応じて申請書を記入してください。

〇門の鍵の借用については、別途用紙に借用書として記入していただきますので、使用後は必ず翌開庁日にスポーツ担当課窓口まで返却してください。